

吹田市商工業振興対策協議会 議事録

- 1) 開催日 平成24年8月30日(木)
- 2) 開催場所 吹田市役所低層棟3階 入札室
- 3) 開催時間 16:00～18:00
- 4) 出席委員 佐々木委員 小畑委員 井川委員 好見委員 田中委員 阪田委員
市川委員 西尾委員 高木委員 森田委員 井上委員 金村委員
後藤委員 佐竹特別委員
- 5) 欠席委員 石川委員
- 6) 出席職員 富田副市長 平野部長 中江次長 中野次長 寺本参事 西田主幹
達脇主任
- 7) 傍聴者 0名

事務局：お待たせしました。定刻となりましたので、只今より、吹田市商工業振興対策協議会を開催いたします。

開催に先立ちまして、副市長の富田より御挨拶を申し上げます。

— 富田副市長 あいさつ —

続きまして、佐々木会長より御挨拶をお願いいたします。

— 佐々木会長 あいさつ —

ありがとうございました。

それでは、本日の資料の確認をさせていただきます。

まず、事前に送付させていただいておりました資料として、本日の次第と、資料番号1から資料番号3までの資料集がございます。それから、本日、西尾委員から御提出いただいた資料をお配りさせていただいております。

では、これ以後の進行は佐々木会長よりお願いいたします。なお、本日の傍聴希望者はおられませんでした。

会 長：それでは、案件に入る前に本日の議事録署名人を指名させていただきます。田中委員、阪田委員、よろしくをお願いいたします。

それでは案件へ入らせていただきます。まず、「(1) 吹田市における企業誘致施策について」ということで、事務局より御説明をお願いいたします。

事務局：それでは、お配りしております資料集の「資料番号1」を御覧ください。

前回の協議会においては、事務局から御説明させていただいた企業誘致施策の進め方について、委員の方々から色々な御意見を頂いておりました。それらの御意見につきましては、協議会の場でお答えさせていただいた部分もありますが、改めてこの資料の中で事務局の考え方を御説明させていただきたいと思います。

— 資料に基づき説明 —

会 長：ありがとうございました。

只今、企業誘致施策について、前回の協議会でお出しいただいた皆様方の御意見と、それに対する市の考え方を提示していただきました。これらの内容に関する議論については後に時間を取らせていただきますので、まずは、今御説明のあった部分について、前回協議会で発言があったにもかかわらず、この資料に盛り込まれていない御意見がありましたら御指摘いただきたいと思います。

これらの意見は、この商工業振興対策協議会の意見として位置付けられるものですので、もし御指摘事項がございましたら後ほどでも結構ですので、事務局までお寄せいただければと思います。

それでは、企業誘致施策の進め方について引き続き事務局より御説明をお願いいたします。

事務局：それでは、次に資料集の「資料番号2」を御覧ください。

前回の協議会で御説明させていただいた企業誘致制度の内容については、「資料番号1」の中で御説明させていただいた委員の方々から頂いた御意見や、事務局での再度の検討を踏まえて内容の修正をさせていただいておりますので、改めて、現状事務局案として検討している制度内容について御説明させていただきます。

— 資料に基づき説明 —

会 長：ありがとうございました。

それでは、今御説明のあった「資料番号1」と「資料番号2」の内容について、御質問、御意見等ありましたらお願いいたします。

委員：経営革新計画の承認を受けるということが企業に対する支援要件に挙げられていますが、これはいつ承認を受けたものが対象になるのでしょうか。

事務局：経営革新計画の計画期間は3年から5年となっておりますので、その計画期間内のものが対象となります。

委員：経営革新計画の計画期間については、新製品の開発期間や人材の育成期間など、一つのビジネスモデルの計画期間ということですから、その3年から5年の計画期間内ということであれば条例の支援要件として問題はないと思います。また、経営革新計画については、その期間内に計画の目標達成ができなくても、継続申請が出来るはずです。

委員：企業立地促進条例の支援対象地域についてですが、現状の案ではかなり限られた地域になっていると思います。市内で誘致企業を支援するにあたっては、この地域だけではカバーできないのではないのでしょうか。近隣市では、例えば、一定の対象地域は定めながらも、その他市長が特に必要と認めた地域も対象とするという形で条例を定めているところもあります。仮にこの対象地域外で大きな工場が市外に移転してしまったような場合に、現状の条例案では、その場所に条例による企業誘致ができないということになってしまいますので、ある程度、市の判断で対象地域を広げることができるようにすべきではないのでしょうか。

事務局：現在の条例案で支援対象地域としているのは、吹田操車場跡地、江坂をはじめとする吹田西部南部地域、国立循環器病研究センター、大阪大学吹田キャンパスであり、市内北部においては確かに対象地域は非常に限られた部分になっていますが、実際に本市において産業が集積し、また、今後誘致してきた企業が立地すると想定される地域については、主に江坂周辺の商業地域や市内南部の工業地域及び準工業地域であると考えられます。これらの地域については、江坂をはじめとする吹田西部南部地域の中に全て含まれておりますので、必要な地域については現在の対象地域でカバーできるものと認識しております。

委員：東大阪市では住工混在問題に対応するために、現在新しい条例を作る動きがあるようですが、事業所のあった場所が居住地に変わってしまうと、産業集積そのものがなくなってしまいますので、本市の条例においても対象地域については柔軟に対応していく必要があると思います。

委員：私は現在青葉丘の事業所におりますが、そういった市内北部の地域でも昔からの製造業が残っている地域があります。そのようなところも今後も残していく必要があると思うのですが、最近はどうどんマンションに建て替わってしまっていますので、そういった地域への配慮も必要ではないでしょうか。

事務局：今頂いた御意見について、現在の条例案の支援対象地域の外で、事業所の集積地として本条例で守っていくべき地域が実際にあるのであれば、そういった現状を精査した上で次回協議会までに改めて支援対象地域についての事務局の考え方を示していきたいと思っております。

委員：三点御質問させていただきます。

まず、資料集 1 ページの健康診断の受診結果への対応について、今後企業誘致とは別の枠組みの中で検討していくということは具体的にどういうことでしょうか。

次に、また同じく資料集 1 ページの本市の都市力を上げていくことについて、全庁的に連携して取り組むということは具体的にどういうことでしょうか。

最後に、本条例と企業立地促進法の基本計画との整合性を今回改めて提示をされていますが、企業立地促進法に基づく優遇政策としてはどのようなものがあるのでしょうか。

事務局：まず一点目についてですが、健康診断の受診状況についての調査結果を踏まえて行政がどのような施策を行っていくのかということについては、この全事業所実態調査の中で、健康診断を受診していないと答えられた経営者の方々がどういった理由で受診していないのかということ、まず明確にする必要があると考えております。このことについては、作業部会の中でも色々な御意見が出されておりましたが、実際に行政がこの部分に対して施策を行っていくのであれば、この部分を改めてきちんと精査した上で、適切な対応を検討していくべきであると考えております。

次に二点目についてですが、本市の都市魅力を向上させるということについては、地域経済振興室においては、私達企業振興ラインだけではなく、観光ライン等その他のラインとも連携して取り組んでいくべきテーマであります。またさらに、この都市魅力の向上ということについては地域経済振興室だけでなく、市として全庁的に連携して取り組んでいくべき課題であると認識しておりますので、そういった意味でこの資料に記載をさせていただきました。

最後に三点目についてですが、企業立地促進法の適用を受けた場合の優遇措置としては、具体的には日本政策金融公庫による低利融資、工場立地法に基づく緑地の面積比率の引き下げ、特別償却の適用などいくつかの優遇措置がありますが、本条例案で検討しているような、固定資産税等の地方税に対する奨励金などは定められておりません。従って、そういった部分については、吹田市独自に本条例に基づく優遇措置という形で支援していきたいと考えております。

委員：この条例の支援内容としては、具体的な金額も提案されていますが、実際に単年度の予算としてはどのくらいを想定されているのでしょうか。

事務局：本条例制定後に、支援対象事業者としてどの程度の金額の案件が出てくるのかということについては、現時点でははっきりと分かっていません。ただ、この奨励金については、固定資産税の課税時期の関係から、予算措置が必要となるのは早くとも平成 26 年度になりますので、それまでにどの程度の予算が必要になるのかということは、今後の企業の立地状況について情報収集した上で、必要な額を要求していきたいと考えております。

委員：支援対象業種について、卸売業の本社が対象となっているのですが、それに対して小売業の本社が対象となっていない理由はどこにあるのでしょうか。

また、支援対象地域について、大阪大学吹田キャンパスと国立循環器病研究センターが入っていますが、これはどういった企業の誘致を想定されているのでしょうか。

最後に、支援対象となる税項目について、現状では固定資産税のみとなっています。他市では都市

計画税が含まれているところがありますが、本市の制度でそれを対象外としているのはどういった理由からでしょうか。

事務局：本条例の支援対象業種として、卸売業の本社を対象としているのは、前回の協議会でも御説明させていただいたとおり、本市においては卸売業の年間販売額が全国的に見て非常に高くなっており、本市の産業の特徴であり強みであると位置づけられるためです。

会 長：私の個人的な考えとしては、小売業の企業が本社を置く地域では、おそらくその地域での店舗展開も行っていくため、結果として大型店の進出につながっていくという見方もできるのではないかと思います。

事務局：次に支援対象地域についてですが、大阪大学吹田キャンパスと国立循環器病研究センターについては、企業立地促進法の基本計画においては、もともとバイオ・ライフサイエンス関連産業のクラスターを形成するための地域として位置づけられております。

事務局：バイオ・ライフサイエンス関連産業については、企業だけでなく、研究所などについても大学内での立地が想定されています。

委 員：国から企業立地促進法の基本計画について同意を受けるためには、例えばバイオ・ライフサイエンス関連産業というような戦略業種とそのための戦略地域を敢えて設定する方が、同意を受けやすいという側面があることは事実です。ですから、それ以外の部分を補完するために、吹田市が今回このような条例を作って、その他の地域や業種についても抜け道を作るという考え方はあると思います。また、そういったことから、国の施策においては、全市域を対象にするというような考え方は認められにくいということがあります。企業立地促進法は、もともと産学官の連携をベースにしたシリコンバレー型の産業クラスターをモデルにしているものであり、吹田市の例では大阪大学や国立循環器病研究センターなどの大学型の研究施設を核とすれば海外からの企業の誘致も含めてクラスター機能が果たしやすいということがあります。その一方で、江坂をはじめとする西部・南部地域については、従来からある吹田市の産業集積地ですから、この地域については地域の産業を振興させ暮らしやすいまちづくりを行っていくという意味合いがあると思います。

事務局：確かに、国の施策に基づいて企業立地促進法の基本計画の同意を受けるためには、クラスターの形成が想定される大学系の地域は入れやすく、江坂地域についてはどちらかというと後から対象地域に押しこんだようなところがあります。今御説明いただいたように、もともと企業立地促進法においては、対象地域を広く面的にカバーするという事は想定されていないのです。

事務局：最後に、都市計画税を支援対象としていない理由についてですが、こちらも前回の協議会の資料の中で触れさせていただいたのですが、都市計画税については、固定資産税とは異なり都市計画事業や都市整備事業に充てるための目的税ということで、用途が定められている税項目ですので、本条例の支援対象税目からは除外するという事で御説明をさせていただきました。

委員：それでは、ここでお手元にお配りさせていただいた資料について御説明させていただきたいと思いをします。

— 西尾委員の資料に基づき説明 —

今回提案されている条例案については、もっと丁寧な議論が必要であると思います。産業振興条例を作る時も、当初は半年で作るという計画でしたが、実際には一年半かけて議論しました。それ以外にも、これまでこの協議会では非常に丁寧に議論を進めてきた経過がありますので、その伝統は今後是非活かしていただきたいと考えます。

前回の協議会では、この企業立地促進条例には理念的な部分も必要であるという議論がされましたが、本協議会においては、まず議論されるべきこの条例の必要性と位置付け、そしてそのための理念がしっかりと協議されないままに、中身の議論に入ってしまったのではないかと考えています。

会長：ありがとうございました。

非常に重要な御指摘をいただいておりますが、まず、本条例案における企業撤退時の規定についての御指摘について、何か御意見等ありましたらお願いいたします。

委員：この固定資産税の奨励金については、ここで提案されている補助対象要件さえ満たしていれば奨励金の交付を受けられるということでしょうか。産業振興条例の理念に沿って、例えば地域からの雇用を生み出すなどの実績を残した上で、奨励金の交付を受けるというような制度内容にはできないのでしょうか。

委員：そこまで細かく条例の中で定めていくと、おそらく企業側にとっては立地するモチベーションが無くなってしまいます。定めるとすれば、操業義務期間ぐらいしか無理ではないでしょうか。また、奨励金の返還規定についても、この条例に入れてしまうと、企業側の立地のモチベーションに相当影響すると思いますので、何か別規定の中で定める方がいいのではないのでしょうか。

事務局：いずれにしても私達としては、この条例の中で厳しい罰則規定等を定めるより、対象企業に対しては、この条例の目的である地域経済の循環と活性化の実現について貢献してもらえるような企業を誘致したいという思いを、きちんと伝えていくことが重要ではないかと考えています。そして、そういった企業については、誘致後も行政側と継続的に関係性を保って行くことで、本市の産業振興施策についても理解を深めてもらいながら、行政と協力して市内産業の振興を推進していきたいと考えております。

委員：今回の制度では、ほとんどが新しく移転してくる企業が支援対象で、既存企業にとっては事業所の拡張をするようなところしか対象にならないと思うのですが、そういったことと、税金に対して奨励金を出すという支援内容との整合性を図る必要があると思います。

事務局：市内事業所に対する産業振興施策というものは、この企業誘致施策だけではありません。企業

誘致施策については現在この協議会の中で議論をしておりますが、それ以外の施策についても、前回の協議会で御説明させていただいたとおり、今後開催する事業所支援施策検討作業部会の中で、現状の産業振興施策についての事業内容と予算状況について勉強会を行った上で、事業者に対する支援策として必要と考えられるものについては、その部会の中で事業提案をしていただきたいと考えております。従って、企業誘致施策はあくまで市内産業振興施策の中の一つという位置付けであると考えていただければと思います。

委員：今回、条例以外に四種類の補助金を提案されていますが、これらの補助金は一つの企業が重複して申請することはできるのでしょうか。

事務局：それぞれの補助金は支援内容が異なるものですので、補助要件さえ満たしていれば、一つの企業でも異なる補助金を重複して申請することは可能です。

委員：条例案の中で今回提案されている面積基準について、現状では他市の例をそのまま参考にしていくということですが、今後吹田市としての基準を定めていくにあたって、その根拠となるような具体的な指標はあるのでしょうか。

事務局：面積基準については現在、資産税課の方へ、課税情報から市内事業所の床面積の現状が分かるような資料の作成を依頼しているところです。また、それと併せて、市内事業者に対して直接アンケート調査の実施も考えています。そういった結果を一定の根拠として、本条例において吹田市としての面積基準を定め、次回の協議会でお示ししていきたいと考えております。

委員：議論を少し戻してしまって申し訳ありません。産業振興条例においては、第6条で事業者の役割が定められていますが、誘致企業がもしその後撤退してしまうようなことになった時に、雇用をどのように継続させていくかということは避けて通れない問題であると思います。そういったことについての文言を、この企業立地促進条例の中に入れていくことも必要だと思います。

委員：それは、産業振興条例とこの企業立地促進条例との整合性の問題であると思います。中小企業基本法においては、企業の育成や振興ということは語られていても、「豊かさを実感できる地域の創造」という視点は全くありませんでした。それを地域の振興条例を作ることによって、単に企業を成長させるだけでなく、その企業がその地域に立地することで、一人一人の住民が豊かさを実感できるということになるのではないかと思います。ですから、そういったことについては吹田市においても理念上は産業振興条例でカバーできていると思いますので、そこからの文言を企業立地促進条例にも盛り込むことで、雇用の考え方についても活かしていけるのではないのでしょうか。

会長：今回は条文についてはまだ提示がありませんので、今後、産業振興条例と企業立地促進条例との整合性、そして特に、雇用、地域社会経済、地域貢献などの点について、産業振興条例の条文を企業立地促進条例にどのように活かしていくかということについて、次回に御説明いただければと思いますのでよろしく願いいたします。

それでは、一番大きな論点になろうかと思いますが、西尾委員の資料に中で意見として頂きました、これまでの本協議会における様々な議論の流れ、産業振興条例の制定時の議論の流れ、それから企業誘致・起業家支援施策検討作業部会での合意事項等を踏まえると、今回の議論にかけるべき時間がもう少し必要ではないかということについてですが、事務局から何か御意見等ありますでしょうか。

事務局：これまでも御説明させていただいているように、吹田市においては国の企業立地促進法に基づいて基本計画を作成し、市内の特定の地域において企業誘致を進めていくということは、市として意思表示をさせていただいているところです。この基本計画に基づいて計画の承認を受けた企業については、現状では国からの支援施策を受けることはできますが、市からの支援施策はありません。こういったことについては、国や大阪府の方から、吹田市として企業立地促進法の基本計画地域として認められている以上、早期に、市としての本気度を示すという意味でも市独自の企業誘致施策の実施を求められてきたところではあります。

このことについては、本来であれば、昨年度の経営戦略会議で決定された内容に基づいて、本協議会とは別の検討組織を作って議論をしていくことになっていました。しかし、やはりこれまでずっと産業振興施策について協議をいただいている本協議会の中で検討すべきであると考え、回数的には非常に限られた中ではあります。企業立地促進条例についても本協議会で議論していただくべきであると考えました。協議会の開催回数についての御指摘は、私達としても真摯に受け止めなければなりません。そういったことも踏まえて、本条例については12月議会への提案を目指していきたいということです。今回の議論ではそういったこともあり、本協議会の資料も従来とは違って事前送付をさせていただき、各委員の方々に内容について事前に御検討いただく時間も取らせていただいた上で協議を進めさせていただきたいと考えております。

一方、産業振興条例については、本協議会の皆様で作っていただいた条例になっていると思っておりますし、この条例に基づく各種支援施策については、作業部会の中で皆様方の御意見も頂きながら、具体的に進めていきたいと思っておりますが、この企業誘致施策については、条例の制定も含めて、12月議会へ提案していきたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

委員：本協議会では、産業振興条例の制定後には、三つの作業部会を設けて丁寧に議論を進めてきましたが、今回はそういった丁寧さが欠けていると感じています。今回の議論についても、作業部会形式で議論をさせていただいた方がいいのではないのでしょうか。

事務局：作業部会については、次の案件の中でも御説明させていただきますが、今後は事業所支援施策検討作業部会の中で現状予算化されている事業内容について議論いただき、平成26年度の実施計画や予算に反映していきたいと考えておりますので、決して本協議会や作業部会の役割を軽視しているということではありません。ただ、企業誘致については先ほども御説明させていただいたとおり、市として既に意思表示をしている状況がありますので、企業立地促進条例の制定については市の方針ということで御理解いただいた上で協議をお願いしたいと思っております。

委員：企業立地促進条例の提案をせめて3月議会にさせていただけないかということが一番大きな要望なのですが、それが無理であれば、12月議会までに本協議会の開催回数をもう少し増やしていただ

ればと思います。

それから、企業立地促進法に基づく基本計画について吹田市が手を上げた経緯については、私達は何も知りません。それを知らない中で現在、企業立地促進条例の議論をしている訳ですので、せめてその経緯と、また、バイオ等の業種についてもイメージがよく分かりませんので、そういったことも含めて御説明いただきたいと思います。

事務局：本協議会の場で、これまで企業立地促進法についての経緯等の御説明がなかったことについては、今後きちんと御説明をさせていただく必要があると考えております。

また、現在進んでおります国際戦略総合特区について、吹田市としても指定地域として入っていくということで、本市としての誘致企業に対する支援方法を早期に明確にしていくことについては、各省庁からも求められているところです。そういったことも含めて、色々な動きにスピーディーに対応していかないと取り残されてしまうという状況がありますので、産業振興施策についての一つの決断をしていくという意味で、企業立地促進条例については12月議会への提案ということで考えております。

委員：先日の新聞報道で見たのですが、大阪府が、関西イノベーション国際戦略総合特区と関連して、立地企業に対する地方税を当初5年間免除しその後5年間は2分の1にするという条例案を、9月議会に提案するということが載っていました。そして、大阪市も同様の条例を制定するということがありますが、この特区の区域には茨木市と吹田市も含まれているため、そういった条例の制定についてはおそらく大阪府から打診があったのではないかと思いますし、そういう近隣市も含めた全体の流れがあるということは確かだと思います。

事務局：今後のスケジュールについて申し上げますと、現在12月議会に企業立地促進条例を提案するという動きの中で、10月中にパブリックコメントの実施を考えております。つきましては、パブリックコメントの実施までの9月中にもう一度本協議会を開催し、条例素案をお示しさせていただきたいと考えております。パブリックコメント実施後については、そこでの意見提出状況については各委員の方々に御報告させていただき、市としての条例案を固めた上で12月議会に提案していきたいと考えております。

委員：私は以前にあった3つの作業部会のうち、企業誘致・起業家支援施策検討作業部会に参加していたのですが、その部会での結論としては、西尾委員の資料の中にもあったように、企業誘致をするためには、補助金を使うのではなく市の魅力を高めていくべきであるということでした。そういった経緯を知っている立場としては、今回の提案について非常に疑問を感じているということはお伝えしておきたいと思います。

私達は今回の提案に反対している訳ではありませんが、ただ議論を進めるということであれば、そういった部分についてきちんと納得したいという思いはあります。

委員：私も今御説明いただいたスケジュールを狂わせたいと思っている訳ではありませんし、条例を作るのであればいいものを作りたいと思っていますので、せめて9月中の開催回数を増やしていただ

くことについて御検討いただければと思います。

会 長：それでは、今後の協議会の日程と開催回数あるいは開催時間の延長も含めて、事務局で検討していただければと思います。

併せて、私自身も、なぜこの企業立地促進条例が本市で必要なのかということについて、本市が抱える経済的な問題や様々な客観的な要因からの分析についての説明が、前回の協議会から些か少ないのではないかと考えております。国や府の制度との連携の中でスピード感が要求されるというお話もありましたが、今回はそういった部分について事務局から改めて御説明いただきたいと思っております。

また、企業立地促進法と本市との関連についての経緯、バイオ産業等の本市における産業イメージについても次回に併せて御説明いただければと思います。

それでは最後の案件になりますが、「(2) その他 ア 事業所支援施策検討作業部会の今後の進め方について イ 吹田市起業家交流会の今後の進め方について」ということで、事務局より御説明をお願いいたします。

事務局：それでは、資料集の「資料番号3」を御覧ください。

事業所支援施策検討作業部会について、今回新たな委員の方々にも加わっていただいた名簿をお示ししております。また、次回の本作業部会については9月27日に開催するというので、各委員の方々には御案内をさせていただいておりますが、今後の予定として具体的には、産業振興条例の勉強会と本市の商工予算の現状分析を行った上で、来年の7月をめどに作業部会としての事業提案ができればと考えております。

また、吹田市起業家交流会実行委員会については、高木委員を実行委員長として、現状この名簿の4名で進めさせていただいております。11月の上旬には第5回目の起業家交流会を実施していく予定になっておりますが、詳しい内容については実行委員会の中で決まり次第、皆様にも御案内させていただきたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

会 長：それでは、以上で本日の会議は終了させていただきます。ありがとうございました。